

浜田地区広域行政組合火気取締規程

平成9年3月31日

訓令第4号

改正 平成17年9月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 浜田地区広域行政組合の設置する施設の火気取締りに関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(遵守事項)

第2条 職員は、次の事項を遵守励行し、火災防止の万全に努めなければならない。

- (1) 所定場所以外で許可なく火気を使用しないこと。
- (2) 歩行喫煙をしないこと。
- (3) 爆発、発火若しくは引火のおそれのある物品の取扱いは、特に慎重に行うこと。
- (4) 退庁するときは、灰皿、ストーブその他の火気を点検すること。
- (5) 消火器具は、常に点検し、整備すること。
- (6) その他火災予防に関し、特に管理者が命じたこと。

(火気取締責任者)

第3条 前条各号の徹底を期するため、事務室、作業室及びこれに準ずるところ（以下「室」という。）に火気取締責任者を置く。

2 火気取締責任者には、室に勤務する職員のうち、上席者をもって充てるものとする。

3 火気取締責任者は、前条各号の事項を取り締まるとともに、所属する職員に火災予防上必要な指導を行うものとする。

(職務代理者)

第4条 火気取締責任者が疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合には、前条第2項における次席者（次席者に事故あるときは、以下順次繰り下げるものとする。）がその職務を代理するものとする。

(火気取締責任者等の表示)

第5条 火気取締責任者は、各室の入口にその氏名（様式第1号）及び火気の種別、個数（様式第2号）を表示しなければならない。

2 火気取締責任者に変更が生じた場合は、前項により遅滞なくこれを表示しなければならない

い。

（職員の責務）

第6条 職員は、火気取締責任者の火気取締りに関する指示命令に従わなければならない。

（火気当番者）

第7条 火気取締責任者は、所属職員の中から火気当番者を定め、火災予防に関し必要な事項を行わせることができる。

（建議）

第8条 火気取締責任者は、消火設備その他火災予防上必要がある事項を管理者に建議することができる。

（職員への周知）

第9条 火気取締責任者は、管理者の命じた事項については、その都度、所属の職員に周知しなければならない。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日訓令第2号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

8cm

火 気 取 締 責 任 者 職 氏 名

28 cm

様式第2号 (第5条関係)

品	品	火 気 類 個 数 表
名	名	
個	個	